

○埼玉県緊急経済対策本部設置規程

平成10年5月6日訓令第33号

目次

標題

発令

改正沿革

宛先

公布文

題名

□ 本則

第一条 (設置)

第二条 (所掌事務)

□ 第三条 (構成)

2

3

4

第四条 (本部への協力要請)

□ 第五条 (部会)

2

改正
平成二年三月一日訓令第16号
平成四年三月九日訓令第2号
平成七年三月一日訓令第2号

印刷モード

終了